

令和 2 (2020) 年度

科学研究費助成事業

科研費

公募要領

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

令和 2 (2020) 年 9 月 1 日

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、令和2(2020)年度科学研究費助成事業－科研費－「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等
- II 公募の内容
- III 応募する方へ
- IV 既に採択されている方へ
- V 関連する留意事項等

により構成しています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募する方へ」及び「IV 既に採択されている方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、令和2(2020)年度公募における主な変更点は次の頁のとおりです。

- ・ 科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。
研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。
- ・ 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。
- ・ 科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。

＜令和 2 (2020) 年度における主な変更点等＞

- (1) 本種目は、海外の研究機関等において優れた研究実績を有する独立した研究者が帰国後すぐに研究を開始できるように支援するもので、従来、応募資格を「応募時点において日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターを除く）」を有していること、としていました。

しかしながら、「ポストドクター」の中には自らの責任で自由に使用できる研究費を獲得するなど独立した研究者として活動している者もいることから、本公募より、「ポストドクター」という身分であっても、本種目の趣旨に合致する場合には応募可能としました。（10 頁、18 頁参照）

上記の見直しの詳細については、以下の資料も参照してください。

○第 6 期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）

URL:https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/1413368_00002.htm

また、併せて研究計画調書の記載内容も見直しています。

- (2) 審査は、従来の「系の区分」ではなく、10 分野で構成される「審査希望分野」で行います。（22 頁参照）

- (3) 「国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の書面審査における評価基準等」（以下、「評価基準」という。）において、帰国発展研究としての妥当性に係る要素を明確にするなど、評価要素等の見直しを行いました。評価基準は、以下の日本学術振興会ホームページを参照してください。

（参考）日本学術振興会ホームページ

○審査における評価基準等（令和 2 (2020) 年度） 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

URL:https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html#shinsakitei

- (4) 「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年 5 月 22 日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）を踏まえ、科研費においても令和 3 (2021) 年度から研究代表者及び研究分担者の研究以外の業務の代行に係る経費の支出が可能となります。

なお、帰国発展研究においては、日本国内の研究機関に所属した後の

取扱いとなりますので、その点留意してください。（21頁参照）

- (5) 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、令和2(2020)年4月から、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件下、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的な研究活動等の実施を可能としています。

目 次

I	科学研究費助成事業－科研費－の概要等	1
1	科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
	(1) 科研費の三つのルール	2
	(2) 科研費の適正な使用	3
	(3) 科研費の使用に当たっての留意点	3
	(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い	3
	(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い	3
5	「競争的資金の適正な執行に関する指針」等	4
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	4
	(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応	4
6	科研費により得た研究成果の発信について	7
7	研究者が遵守すべき行動規範について	9
II	公募の内容	10
1	公募する研究種目	10
2	応募から交付までのスケジュール	11
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	11
	(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	12
III	応募する方へ	13
1	応募の前に行うべきこと	13
	(1) 帰国発展研究応募資格の確認	14
	(2) 電子申請システムを利用するための応募者情報の登録 及び応募専用ID・パスワードの取得	14
	(3) e-Radの研究者番号取得のための研究者登録	16
2	重複制限の確認	16
3	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	17
	(1) 研究計画調書における研究業績の記載について	17
	(2) 研究計画調書及び個人情報の取扱いに係る同意書の作成	18
	(3) 電子申請システムを利用した応募	19
	研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと	20
	① 公募の対象とならない研究計画	20
	② 研究組織	20
	③ 経費	21
	④ 審査を希望する分野の選定	22
4	研究倫理教育の受講等について	23
5	研究者情報のresearchmapへの登録について	24
6	審査への協力について	24

IV	既に採択されている方へ	2 6
1	令和元(2019)年度以前に採択された研究課題の取扱いについて	2 6
2	研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている研究課題の取扱いについて	2 6
3	研究倫理教育の受講等について	2 6
V	関連する留意事項等	2 7
1	『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について	2 7
2	研究設備・機器の共用促進について	2 8
3	「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	2 8
4	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	2 8
5	大学連携バイオバックアッププロジェクトについて	2 9
6	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	2 9
7	安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）	3 0
8	博士課程（後期）学生の処遇の改善 について	3 0
	（参考 1）審査等	3 1
1	科研費の審査について	3 1
2	審査の方法等	3 2
3	審査結果の通知	3 2
	（参考 2）科学研究費補助金取扱規程	3 3
	（参考 3）独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金） 取扱要領	4 3
	問合せ先等	5 1

【参考】

応募書類の様式（研究計画調書）等は別冊になりますので、『別冊「令和 2（2020）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（応募書類の様式・記入要領）」』を御覧ください

※ 応募書類の様式（研究計画調書）等については、日本学術振興会ホームページ（以下 URL 参照）よりダウンロードできます。

URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/download.html

I 科学研究費助成事業－科研費－の概要等

1 科学研究費助成事業－科研費－の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピアレビューにより、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け＞



2 研究種目

研究内容や規模に応じて研究種目を設定しています。

※令和2(2020)年9月現在

研究種目等	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別	
科学研究費			
特別推進研究	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的小人数の研究者で行う研究（3～5年間（真に必要な場合は最長7年間）2億円以上5億円まで（真に必要な場合は5億円を超える応募も可能））	補助金	
新学術領域研究(研究領域提案型)	多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる（5年間 1領域単年度当たり 1,000万円～3億円程度を原則とする）【令和2(2020)年度公募以降、継続研究領域の公募研究のみ公募】	補助金	
学術変革領域研究	(A) 多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究（5年間1研究領域単年度当たり 5,000万円以上3億円まで（真に必要な場合は3億円を超える応募も可能）） (B) 次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ（3～4グループ程度）が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究（A）への展開などが期待される研究（3年間 1研究領域単年度当たり 5,000万円以下）	補助金	
基盤研究	(S) 一人又は比較的小人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則 5年間 5,000万円以上 2億円以下 (A) (B) (C) 一人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (A) 3～5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 3～5年間 500万円以上 2,000万円以下 (C) 3～5年間 500万円以下	(S)	補助金
		(A)	
		(B)	
		(C)	基金
挑戦的研究	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、（萌芽）については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする （開拓）3～6年間 500万円以上 2,000万円以下 （萌芽）2～3年間 500万円以下	基金	
若手研究	博士の学位取得後8年未満の研究者（注）が1人で行う研究 2～5年間 500万円以下	基金	
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 1～2年間 単年度当たり150万円以下	基金	

奨励研究	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が一人で行う研究 1年間 10万円以上 100万円以下	補助金
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	基金
研究成果公開促進費		
研究成果公開發表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	補助金
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	
特別研究員奨励費	日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成 （3年以内（特別研究員－C P D（国際競争力強化研究員）は5年以内））	補助金
国際共同研究加速基金		
国際共同研究強化	（A）科研費に採択された研究者が半年から1年程度海外の大学や研究機関で行う国際共同研究。基課題の研究計画を格段に発展させるとともに、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指す（1,200万円以下）【平成30（2018）年度公募以降改称】 （B）複数の日本側研究者と海外の研究機関に所属する研究者との国際共同研究。学術研究の発展とともに、国際共同研究の基盤の構築や更なる強化、国際的に活躍できる研究者の養成も目指す（3～6年間 2,000万円以下）	基金
国際活動支援班	新学術領域研究における国際活動への支援（領域の設定期間 単年度当たり1,500万円以下） 【平成30（2018）年度公募以降、新学術領域研究の総括班に組み込んで公募（平成31（2019）年度公募まで）】	
帰国発展研究	海外の日本人研究者の帰国後に予定される研究（3年以内 5,000万円以下）	

（注）博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

科研費は、平成10（1998）年度までは、文部省（現文部科学省）において全ての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11（1999）年度から日本学術振興会への移管を進めています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われています。

※令和2（2020）年9月現在

研 究 種 目	公 募 ・ 審 査 業 務 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交 付 業 務 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
新学術領域研究、学術変革領域研究、 特別研究促進費、 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）	文部科学省	日本学術振興会
特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、 挑戦的研究、若手研究、 研究活動スタート支援、 奨励研究、研究成果公開促進費、 特別研究員奨励費、 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化、 帰国発展研究）、 特設分野研究基金	日本学術振興会	日本学術振興会

4 科研費に関するルール

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）（以下「帰国発展研究」という。）は、学術研究助成基金助成金が交付され、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」等の適用を受けるものです。

(1) 科研費の三つのルール

科研費には次の三つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：審査（事前評価）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、科研費の三つのルールは、次のように適用されます。

※令和2(2020)年9月現在

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
科研費（基金分） 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費助成事業における 審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 交付条件 【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の使用について各研究機関が行うべき事務等

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で賄われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。（帰国後、日本国内の研究機関に所属した際に、当該研究機関に対して機関使用ルールが適用されます。）いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に關与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費（基金分）は、採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の経路を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

(4) 研究成果報告書を提出しない場合の取扱い

- ① 研究成果報告書は、科研費による研究の成果を広く国民に知ってもらう上で重要な役割を果たすとともに、国民の税金等を原資とする科研費の研究の成果を広く社会に還元するために重要なものです。

このため、研究期間終了後に研究成果報告書を提出することとしており、その内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等において広く公開しています。なお、研究成果報告書は、研究者が所属する研究機関が取りまとめて提出することとしています。

- ② 研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

(5) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」等

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年6月22日改正））は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（4頁注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。
そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。
不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。
- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。

※帰国発展研究では、研究計画調書に上記②の記載項目はありません。

（注）不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年6月22日改正））

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

（1）不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

(2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

- 「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のような行為を指します。
 - ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
 - ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
 - ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

- ① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）等」については、令和3（2021）年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和2（2020）年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin_r1-2.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—		5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

1. 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者

2. 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」）

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類			学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者 (上記「ア)」を除く)	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	3～5年
		当該論文等の責任著者以外の者		2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者 (上記「ア)」を除く)			2～3年
	不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの	1～2年	

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

（出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」）

- ② 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、他府省を含む他の競争的資金担当及び文部科学省所管の公募型研究資金担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 帰国後に所属する日本国内の各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(注) 不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

6 科研費により得た研究成果の発信について

科研費における研究成果については、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載することにより、研究者や一般の方々にも知っていただくため、広く公開しています。

このことに加えて科研費においては、研究者による研究成果発表や研究成果広報活動などのアウトリーチ活動のために、研究成果発表のためのホームページ作成費用や研究成果広報用のパンフレット作成費用等にも直接経費を支弁することができることとしていますので、科研費により助成を受けた研究成果については、積極的に社会・国民への情報発信に努めてください。

また、最新の研究成果を、小・中学生や高校生に体験・実験・講演を通じて分かりやすく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス」プログラムの実施の支援も行っていますので、活用してください。

このほか、次のような取組についても、あらかじめ御留意ください。

(1) 科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。特に、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP 8 桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12K34567.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12K34567 の助成を受けたものです。

(2) 公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

URL：https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考１：「オープンアクセス化」とは】

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考２：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※１）後（例えば６か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※２）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※３）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC：Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※１「エンバーゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※２「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※３「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

7 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するためには、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、Ⅰ．科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section Ⅰ 責任ある研究活動とは）の内容を理解確認してください。

なお、交付申請時に、研究代表者及び研究分担者（研究分担者については交付申請時に追加する場合）が研究倫理教育の受講等をしていることについて確認します（23頁参照）。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成 25（2013）年 1 月 25 日）より抜粋】

Ⅰ．科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL：<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※URL：<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

Ⅱ 公募の内容

1 公募する研究種目

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

〔学術研究助成基金助成金〕

- ア) 趣 旨 海外の研究機関等において、優れた研究実績を有する独立した研究者が、日本に帰国後すぐに研究を開始できるよう、研究費を支援するものです。
当該研究者が日本を主たる拠点として研究を実施することにより、当該研究者を通じた外国人研究者との連携等による日本の研究活動の活性化に資するとともに、帰国直後の研究費支援があることで若手研究者の海外挑戦の後押しにつながることも期待しています。
- イ) 対 象 下記の応募資格を有する日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関（注１）に所属し日本を主たる拠点（注２）として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- ウ) 応募資格 応募時点において、
①日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者であること
②現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
③科研費応募資格を有していない者であること
- エ) 応募総額 5,000 万円以下
- オ) 研究期間 3 年以内（研究期間は交付申請した年度から起算して 3 年目の年度末までとします。また、日本国内の研究機関に所属し科研費の応募資格を取得した場合に令和 4（2022）年 4 月 30 日まで交付申請を行うことができます。）
なお、交付申請後から経費を執行することができます（採択（条件付き交付内定（注 3））以降、直ちに経費を執行することはできません）。

<留意事項>

- ① 応募時点において帰国後の所属先が確定していなくても応募することができます。
- ② 交付申請に当たっては、日本を主たる拠点として研究を遂行するために、教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターは除く）として日本国内の研究機関（注１）に所属し、科研費の応募資格を取得する必要があります。
- ③ 帰国発展研究の受給は 1 回限りとします。

（注 1） 帰国後に所属する研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関であることが必要です。

（注 2） 海外の研究機関とのクロスアポイントメント等、海外の研究機関において引き続き研究を遂行することについて直ちに妨げませんが、交付申請時に、全仕事時間に対する日本の所属研究機関における職務の割合が、少なくとも概ね 50％程度であることを確認します。明らかに満たさない場合は研究費を交付しないことがあります。

（注 3） 審査を経て研究課題が採択となった場合に、「条件付き交付内定」を行います。その際、「教授、准教授又はそれに準ずる身分（ポストドクターは除く）として日本国内の研究機関に所属し、科研費の応募資格を取得すること」という条件を満たした場合には研究機関を通じ、令和 4（2022）年 4 月 30 日を期限として随時交付申請を行うことができます。

なお、令和 4（2022）年 4 月 30 日までに、上記の条件を満たした上で交付申請を行うことができな

い場合には、「条件付き交付内定」を取り消します（産前産後の休暇又は育児休業を取得することに伴い交付申請を留保する場合を除く。）。また、「海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開制度」により、交付申請を留保することはできません。

2 応募から交付までのスケジュール

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は、以下に基づき適切に対応してください。

日 時	研究代表者が行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募する方へ」を参照)
令和2(2020)年 9月1日(火) 公募開始	①応募者情報の登録、応募専用ID・パスワードの取得 帰国発展研究専用の科研費電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）にアクセスし、応募者情報の登録を行い、帰国発展研究の応募専用ID・パスワードを取得してください。なお、過去に帰国発展研究の応募専用ID・パスワードを取得している場合は、同じ応募専用IDを使用できますが、その場合も応募者情報が最新の情報となっているか確認し、必要に応じて情報を更新してください。 【必要に応じて行う手続】 ②e-Radの研究者番号取得のための研究者登録 過去にe-Radの研究者番号を取得したことが無い場合は、e-Radの研究者登録を行って研究者番号を取得してください。ただし、平成19(2007)年度以前に文部科学省の科学研究費補助金研究者名簿（以下「科研費研究者名簿」という。）に登録して研究者番号を取得している場合は、当該研究者番号がそのままe-Radに引き継がれていますので、e-Radの研究者番号を改めて取得する必要はありません。 ※研究者登録には、登録申請書受理後、2週間程度必要 ③応募書類を作成・提出（送信） （電子申請システムで取得した応募専用ID・パスワードにより、電子申請システムにアクセスして作成し、提出期限までに提出（送信）） ※応募書類の提出（送信）後に研究計画調書等の訂正、再提出等を行うことはできません。
11月5日(木) 午後4時30分 提出期限（厳守）	

注1) 帰国発展研究専用の電子申請システム URL : <https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/rsv/index.html>

注2) 帰国発展研究に応募するに当たっては、事前に電子申請システムにより応募者情報を登録し、応募専用ID・パスワードを取得しなければなりません。応募者情報の登録は研究代表者自ら行う必要があります。

(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）

審査結果に基づく採択、不採択については、令和3(2021)年3月中旬に開示する予定です（電子申請システムにアクセスし、確認することができます。開示の際には日本学術振興会ホームページでお知らせする予定です。）。

また、採択された場合は、条件付き交付内定の通知を電子申請システムで確認、ダウンロードすることができます。

日本学術振興会より条件付き交付内定を受けた後、日本国内の科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に定める研究機関に所属し、科研費の応募資格を取得した場合には、令和4(2022)年4月30日を期限として随時交付申請を行うことができます。

以下には、現時点のスケジュールを掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、条件付き交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページでお知らせします。特に合議審査を実施する研究種目については、スケジュールどおりに進まないことが想定され、条件付き交付内定の時期が遅れる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)	
令和2(2020)年1月～令和3(2021)年2月	審査
令和3(2021)年3月中旬	条件付き交付内定
令和3(2021)年4月下旬	審査結果開示
令和4(2022)年4月30日まで	交付申請（随時）※1
交付申請後	交付決定（随時）
交付決定後	送金 ※2

※1) 交付申請に当たっては、科研費の応募資格を取得し、e-Radの研究者情報が更新され、e-Radに「科研費の応募資格有り」として登録されている必要がありますが、応募資格の確認は研究機関が行うこととしており、e-Radの研究者情報の更新についても研究機関で行う必要がありますので、帰国後に所属することとなる日本国内の研究機関の事務担当者に十分確認してください。

また、帰国後に所属する日本国内の研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出している必要がありますので、交付申請に当たっては、提出されているかどうか研究機関の事務担当者に十分確認してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

※2) 条件付き交付内定で示された交付予定額の範囲内で、交付申請時に研究期間中の各年度に必要な経費を研究代表者が設定し、年度ごとに当該年度分を一括して送金することになります。

Ⅲ 応募する方へ

1 応募の前に行うべきこと

応募の前に行うべきことは、

- (1) 帰国発展研究応募資格の確認
- (2) 電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募専用ID・パスワードの取得
- (3) e-Radの研究者番号取得のための研究者登録

の3点です。

電子申請システムについて

電子申請システムは、応募者が応募手続・審査結果の確認を、インターネットを利用して行うシステムです。

帰国発展研究の応募に当たっては、帰国発展研究専用の電子申請システムを利用して手続を行う必要があります。本公募要領及び電子申請システムのページに掲載の操作手引等を踏まえ適切に手続を進めてください。なお、システム動作環境は以下のとおりです。

動作確認済みのOS及びWebブラウザを示します。

	IE11	Chrome 79	Firefox 71	Safari 13.0	Microsoft Edge83
Windows 8.1 Update	○	○	○	-	-
Windows 10	○	○	○	-	○
Mac OSX(10.14)	-	-	-	○	-
Mac OSX(10.15)	-	○	-	○	-

※動作確認環境の全てのパソコンについて、動作を保証するものではありません。

その他必要なソフトウェア、ネットワーク環境を示します。

ソフトウェア	・ Microsoft Word 2007 以降（推奨） 研究計画調書などに添付する応募内容ファイルを編集する際に必要になります（Microsoft Office に付属するフォントの使用を推奨）。 MS-Word97-2003 文書(doc) 及び MS-Word2007 より採用された MS-Word 文書(docx) 形式のファイルが添付可能です。 ・ Adobe Acrobat Reader DC (旧名称 : Adobe Reader) 電子申請システムで入力した申請情報はシステム上で PDF ファイルに変換されるため、変換後の申請情報を確認するために必要になります。 なお、研究計画調書作成時に PDF を使用する場合は Adobe 社のソフトウェアでの作成 (PDF バージョン 1.4) を推奨します。
ネットワーク環境	WWW サーバと HTTPS (SSL 通信) によりインターネットを介して接続が可能なこと。

(1) 帰国発展研究応募資格の確認

帰国発展研究への応募は、次の帰国発展研究応募資格を満たす者が研究代表者となっていくものです。帰国発展研究の応募者は、応募時点において以下の①～③を満たす必要があります。

【帰国発展研究応募資格】

応募時点において、

- ① 日本国外の研究機関に教授、准教授又はそれに準ずる身分を有し、所属している者であること
- ② 現に日本国外に居住する日本国籍を有する者であること
- ③ 科研費応募資格（※）を有していない者であること

(注1) 応募時点において日本に帰国後の所属研究機関が確定していなくても応募することができます。

(注2) 日本学術振興会海外特別研究員については帰国発展研究の応募資格を満たしません。

(注3) 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和2(2020)年度に、「その交付の対象としないこと」とされている場合は、応募することができません。

(注4) 応募書類の提出期限までに科研費応募資格を取得する場合は、帰国発展研究に応募することができません。

(※) 【科研費応募資格】

- ① 応募時点において、所属する研究機関（注）から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること

<要件>

ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

(注) 研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

(参考) 研究機関が満たさなければならない要件

<要件>

- ・ 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ・ 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

なお、当該科研費応募資格は、採択後、日本国内の研究機関に所属し、交付申請手続を行うまでの間に、満たさなければなりません。

(2) 電子申請システムを利用するための応募者情報の登録及び応募専用ID・パスワードの取得

応募に当たっては、帰国発展研究の応募専用ID・パスワード（e-RadのID・パスワードとは異なります。）を取得した上で、電子申請システム（以下URL参照）にアクセスし、応募書類を作成する必要があります。

応募専用ID・パスワード取得手続の概要は以下のとおりですが、その詳細は、電子申請システムからダウンロードできる「操作手引」を参照してください。

なお、過去に帰国発展研究の応募専用ID・パスワードを取得している場合は、同じ応募専用IDを使用できますが、その場合も応募者情報が最新の情報となっているか確認し、必要に応じて情報を更新してください（応募者情報の更新については以下の②を参照）。

電子申請システム URL : <https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/rsv/index.html>

(参考) 帰国発展研究専用の電子申請システムトップページ

JSPS
科研費電子申請システム

・独立行政法人 日本学術振興会
・電子申請のご案内総合トップページ

国際共同研究加速基金(帰国発展研究)メニュー

このページは、日本学術振興会における科学研究費助成事業の国際共同研究加速基金(帰国発展研究)に応募するためのものです。
対象者は公募要領をよく読み手続きを進めてください。

公募要領

- 公募要領

応募用ID取得手続

- IDを取得する

ID取得

応募するためには、応募手続の前に、応募者情報を登録して応募用のID・パスワードを取得することが必要です。
上のボタンをクリックして必要な情報を入力するとメールが送信されます。受信したメールに従ってID・パスワードを取得してください。

操作手引

操作手引はこちらからダウンロードできます。

- 帰国発展研究応募者向け操作手引 第1.7版
(2.02MB) (2019/08公開)

応募手続

- ログインする

ログイン

応募するためには、事前に応募用のID・パスワードを取得することが必要です。
ID・パスワードを取得していない場合には、応募用ID取得手続を先に行ってください。

ID・パスワードを忘れたとき

IDを忘れた場合は、以下から処理を行ってください。

- IDを確認する

パスワードを忘れた場合は、以下から処理を行ってください。

- パスワードを再発行する

① 電子申請システムにアクセスし、「ID取得」ボタンから手続を開始してください。手続の最初には、応募資格や個人情報の取扱いに関する確認画面が表示されますので、内容をよく確認し、各チェックボックスをチェックした上で手続を進めてください。

② 応募専用ID・パスワードを取得するためには、まず応募者情報の仮登録が必要となります。ここで登録した内容が応募時にも使用されますので、正確に入力してください。なお、氏名、生年月日及び性別を除く登録内容については、応募専用ID・パスワードを取得後に、応募手続にログインした後の画面から変更することが可能です。

【登録内容】

氏名（フリガナ、漢字等）、生年月日、性別、メールアドレス、所属研究機関（名称、国）（※）、
部局名、職名

（※）海外の複数の研究機関に所属する場合は、主となる研究機関を登録してください。

③ 応募者情報を仮登録した後、登録したメールアドレスに仮登録完了通知メールが届きます。メール到着後24時間以内に当該メールに記載のURLにアクセスし、応募者情報本登録を完了することで、応募専用ID・パスワードを取得できます。なお、IDは別途メールでも通知されますが、パスワードは応募者情報本登録を完了した際に画面上でしか表示されませんので御注意ください。また、取得した応募専用ID・パスワードで応募手続に最初にログインする際には、パスワードの変更が必要となります。

応募専用ID・パスワードについては、決して他者に漏えいすることが無いよう厳格な管理を行ってください。

④ IDやパスワードを忘れた場合には、電子申請システムの「IDを確認する」、「パスワードを再発行する」からそれぞれIDの確認、パスワードの再発行が可能です。また、パスワードについては、応募手続にログインした後の画面から変更することが可能です。

15

(3) e-Rad の研究者番号取得のための研究者登録

応募に当たっては、電子申請システムで入力する「Web入力項目」（19頁参照）において、e-Rad の研究者番号を入力することが必要です。過去に e-Rad の研究者番号を取得したことが無い場合は、応募前に e-Rad の研究者登録申請を行い、研究者番号を取得してください。研究者登録申請の手続については、e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」（URL：<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>）で確認してください。研究者登録申請には書類の郵送が必要となっており、申請書類受理後、手続に2週間程度必要となるため、余裕を持って手続を行ってください。研究者登録申請に当たっては以下の点にも御注意ください。

- ・ e-Rad の研究者登録申請書（様式3-1）の備考欄に「科研費（帰国発展研究）応募」と記載してください。
- ・ 必要書類を郵送する封筒の表に「科研費（帰国発展研究）応募」と朱書きしてください。

なお、e-Rad の研究者番号については、研究者固有の番号であり、研究機関の異動があっても同じ番号を使用するため、過去に e-Rad の研究者番号を取得している場合は、当該番号を使用してください。また、平成19(2007)年度以前に文部科学省の科研費研究者名簿に登録して研究者番号を取得している場合は、当該番号がそのまま e-Rad に引き継がれていますので、当該番号を使用してください。いずれの場合も、帰国発展研究に応募するために e-Rad に登録されている研究者情報を更新することは不要です。

※1 e-Rad の研究者番号を取得している研究者（文部科学省の科研費研究者名簿に登録して取得した研究者番号が e-Rad に引き継がれている研究者も含む。）が、すでに研究者番号を取得していることに気付かずに、新たに e-Rad の研究者登録申請を行った場合には、e-Rad ヘルプデスクから同一人物であることを確認するための連絡がありますので、速やかに対応してください。

※2 過去に取得した研究者番号を忘れた場合は、まずは、下記問合せ先までお問い合わせください。（必要に応じて、以前に所属していた研究機関への問合せを依頼する可能性があります。）

<問合せ先>

（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への研究者登録について）

e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合 電話：03-6631-0622

URL：<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>

2 重複制限の確認

- ① 一人の研究者が研究代表者として帰国発展研究に応募できるのは1研究課題（※）です。
（※）日本国外の研究機関に複数所属している場合であっても、一人につき、1研究課題しか応募は認められません。
- ② 一人の研究者が帰国発展研究を受給できるのは1回です（ここでいう「受給」とは交付決定を受けることをいいます。）。なお、令和元(2019)年度以前に帰国発展研究に採択された場合は、令和2(2020)年度に帰国発展研究に応募することは認められません。
- ③ 令和2(2020)年度に帰国発展研究に採択された研究代表者は、帰国後に科研費の応募資格を得た後、令和3(2021)年度以降の科学研究費助成事業の公募において他の研究種目（「研究活動スタート支援」を除く）に応募することができます。ただし、他の研究種目に研究代表者として応募した研究課題が採択された場合には、帰国発展研究の研究費は交付されず、交付された場合であっても、研究課題を廃止し未使用額を返還しなければなりません。
- ④ 令和2(2020)年度に帰国発展研究に採択された研究代表者は、令和3(2021)年度及び4(2022)年度の「研究活動スタート支援」には応募することができません。

(参考)「研究活動スタート支援」について

「研究活動スタート支援」は、研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者など、例年秋の公募に応募できない者を支援するものです。

この研究種目の令和3(2021)年度公募は、令和3(2021)年3月に予定しており、その応募要件は、

- ① 文部科学省及び日本学術振興会が令和2(2020)年9月に公募を行う研究種目(※)の応募締切日(令和2(2020)年11月5日)の翌日以降に科学研究費助成事業の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者
- ② 令和2(2020)年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が令和2(2020)年9月に公募を行う研究種目(※)に応募できなかった者

とする予定です。(詳細は、令和3(2021)年3月公表予定の公募要領を確認してください。)

(※) 科研費の研究種目のうち「新学術領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」のことをいいます。

⑤ 「海外における研究滞在等による科研費の研究中断・再開制度」により中断中の研究課題を有している場合であっても、帰国発展研究の応募資格を全て満たす場合には、帰国発展研究に応募することができます。ただし、帰国発展研究が採択された場合には、日本国内の研究機関に所属し科研費の応募資格を取得した後、帰国発展研究の交付申請を行う前に、中断中の研究課題に係る条件付き交付内定を辞退又は廃止する必要があります。

⑥ 科研費と他の競争的資金制度との間には重複制限は設けていませんが、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。

3 応募書類(研究計画調書)の作成・応募方法等

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的資金制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれては、研究者倫理を遵守することが求められます。

応募に必要な書類は研究計画調書です。研究計画調書は、「Web入力項目」と「添付ファイル項目」の二つで構成されます。

研究代表者は、「Web入力項目」を入力するとともに、別途作成する「添付ファイル項目」を電子申請システムにアップロードして研究計画調書(PDFファイル)を作成し、提出(送信)してください。

研究計画調書の作成・応募方法の詳細は以下のとおりですので確認してください。

(1) 研究計画調書における研究業績の記載について

研究計画調書に記載する研究業績については、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するためのものであることを明確化するため、審議会等における議論を経て、平成30(2018)年度公募から「研究代表者の研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力」欄に変更しました。

変更後の「応募者の研究遂行能力」欄においても、研究計画に対する研究遂行能力について説明するため、適切な研究業績を応募者が選択し記載することを想定し、審議会等における問題意識や基本的考え方等についても公募要領等において示していたところですが、一部において、当該変更により「研究業績を書けなくなった」「研究業績を書かなくてよかった」と誤って認識されるなど、変更の趣旨が十分に浸透していない点も見受けられました。

そのため、本公募要領等において変更の趣旨(参考1参照)を改めて周知するとともに、研究計画調書上において、「応募者の研究遂行能力」欄の留意事項(参考2参照)として、論文を引用する場合の記載方法の例等を記載することで、研究計画に対する研究遂行能力について説明するため、適切な研究業績を応募者が選択し記載することができることをより明確にします。

参考１：科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会等における議論の概要

(問題意識等)

- 「研究業績」欄に必ずしも研究課題とは関係のない業績を不必要に連ねたりする可能性など、審議過程において応募、審査の本来の在り方を歪めかねない実態があるのではないか。
- 「研究業績」欄が、応募者にとって「できるだけ多くの業績でスペースを埋めなければ審査において不利になるのではないか。」といった誤った認識を与えている可能性があるのではないか。
- 研究代表者及び研究分担者の分担内容に応じた研究遂行能力を評価するために研究業績等の確認は必要だが、研究業績等の「書かせ方」については一考の余地がある。
- 科研費の審査に関し、あたかも業績偏重主義であるかのような認識を応募者その他に与える可能性については、できるだけ是正を試みるべきであり、そのための工夫を考慮する必要がある。
- 「研究業績」欄を引き続き活用する場合にあっては、応募者が研究遂行能力の評価に必要な情報を適切に記載できるような配慮が必要。(単に「欄を埋める」ことが重要であるかのような印象を払拭する必要がある。)
- 研究業績等による研究遂行能力の評価について、応募者、審査担当者の双方に正しい認識を醸成するよう努めることが必要。

(研究計画調書の変更に当たっての基本的な考え方等)

- 科研費の審査は、研究代表者から提案された研究課題について、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮するとともに、当該研究者の研究遂行能力をも厳正に評価し、研究課題を選定することとしている。
- 研究計画調書における研究業績の位置付けは、研究計画調書に記載された研究を遂行するに当たり、実行可能性を判断するためのもの。
- これらの趣旨を踏まえ、研究業績の取扱いについては、当該研究計画に対する研究遂行能力を有しているかを確認するものであることを明確化する。

参考２：帰国発展研究の研究計画調書「３ 応募者の研究遂行能力」より抜粋

留意事項

1. 研究業績(論文、著書、産業財産権、招待講演等)は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年(西暦)、著書の場合はその書誌情報、など。
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。
4. 本留意事項(斜体の文書)は、研究計画調書の作成時には削除すること。

(詳細は公募要領別冊の研究種目の頁を参照してください。)

また、令和2(2020)年度公募より、「ポストドクター」という身分であっても本種目の趣旨に合致する場合には応募可能としたことに伴い、本欄には、海外の研究機関等において「独立した研究者」として研究活動を行っていることがわかる内容を含め記載するようにしてください。

上記の見直しの詳細については、以下の資料も参照してください。

○第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について(中間まとめ)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/045/1413368_00002.htm

(2) 研究計画調書及び個人情報の取扱いに係る同意書の作成

応募に当たっては、電子申請システムで取得した応募専用ID・パスワードにより電子申請システムにアクセスして、研究計画調書を作成する必要があります。

研究計画調書について

研究計画調書は次の二つから構成されます。

Web入力項目 : 電子申請システムにより、Web上で入力する部分

添付ファイル項目 : 「研究目的、研究方法」、「着想に至った経緯」など、研究計画の内容に係る部分の様式を日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ
(URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/download.html) から取得し、電子申請システムにアップロードして研究計画調書(PDFファイル)を作成してください。(紙媒体による応募は受理しません。)

研究種目	研究計画調書		
	Web入力項目 (前半)	添付ファイル項目の 様式	Web入力項目 (後半)
国際共同研究加速基金 (帰国発展研究)	電子申請システムに入力 (研究課題名、応募額等応募研究課題に係る基本データ)	S-62	電子申請システムに入力 (研究経費とその必要性)

※添付ファイル項目の様式は電子申請システムの応募専用ID・パスワードの取得前でも日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/download.html) から取得することができます。

個人情報の取扱いに係る同意書について

平成30(2018)年5月25日付けで施行されたEU一般データ保護規則第2016/679号(General Data Protection Regulation: GDPR)への適切な対応のため、日本学術振興会では、欧州経済領域(EEA)に所在する方から個人情報を取得する際はその利用目的や個人情報の取扱いを明示した上で同意を得ることとしています。

帰国発展研究においても、欧州経済領域(EEA)に所在する研究者が応募する際には個人情報の取扱いに係る同意書を提出する必要がありますので、下記「(3) 電子申請システムを利用した応募」④の内容及び「個人情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、同意書に署名の上、必ずPDF化し電子申請システムにアップロードしてください。

※「個人情報の取扱いに関する同意書」の様式は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/download.html) から取得してください。

※応募時点で欧州経済領域(EEA)以外の地域に所在している場合、同意書を提出する必要はありません。

(3) 電子申請システムを利用した応募

- ① 「令和2(2020)年度研究計画調書(Web入力項目)(国際共同研究加速基金(帰国発展研究))作成・入力要領」に基づき、Web入力項目を入力するとともに、「令和2(2020)年度国際共同研究加速基金(帰国発展研究)研究計画調書作成・記入要領」に基づいて、別途作成した添付ファイル項目を電子申請システムにアップロードして、研究計画調書(PDFファイル)を作成してください。
- ② 研究計画調書は**モノクロ(グレースケール)印刷**を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては注意してください。
- ③ 研究計画調書は、研究代表者が電子申請システムを通じて提出します。
なお、提出(送信)に当たっては、作成した研究計画調書(PDFファイル)の内容を十分確認の上、確認完了・提出処理を行ってください。また、確認完了・提出処理後に研究計画調書(PDFファイル)の修正等を行うことはできません。
- ④ 研究計画調書に含まれる個人情報は、競争的資金の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個

人情報の提供を含む。)するほか、e-Rad に提供します(e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad 経由で内閣府に情報提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることがあります。)

なお、採択された研究課題に関する情報(研究課題名・研究代表者氏名・帰国後の所属研究機関名・交付予定額・研究期間等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース(KAKEN)等により公開します。

これらの情報の取扱い(利用・提供・公開)について、十分御理解の上、研究者は応募手続(③を含む)を行ってください。

研究計画調書の作成に当たって留意すべきこと

作成に当たっては、次の点について、内容に問題がないか確認してください。

① 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

- ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画
- イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
- ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
- エ 業として行う受託研究
- オ 研究期間のいずれかの年次における研究経費の額が 10万円未満の研究計画

② 研究組織について次の要件を満たしていること。

研究代表者は、研究計画の性格上、必要があれば研究協力者とともに研究組織を構成することができます。

1) 研究代表者(応募者)

ア 研究代表者は、補助事業者であり、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめを含む。)に関して全ての責任を持つ研究者のことをいいます。

なお、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者となることを避けてください。

(注)

(注) 研究代表者は、研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中における研究代表者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究代表者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めており、研究代表者を交替することも認めていません。

イ 研究代表者は、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

2) 研究協力者

ア 研究協力者は、研究代表者以外の者で、研究課題の遂行に当たり、協力を行う者のことをいいます。

イ 研究協力者は、必ずしも e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている必要はありません。

例えば、以下のような者も研究協力者として参画することができます。

ポストドクター、大学院生、リサーチアシスタント(RA)、日本学術振興会特別研究員(DC及

び受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募要件を満たさないS P D・PD・RPD・CPD)、海外の研究機関に所属する研究者(海外の共同研究者)、科学研究費補助金取扱規程第2条に基づく指定を受けていない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者 等

- ウ 応募時点においては、研究分担者となることを予定している日本の研究機関に所属する研究者(現在科研費に採択されている研究者を含む。)も研究協力者として取り扱うこととします。(※)
(※) 交付申請時以降に、必要に応じて、研究分担者を追加することができます。

【参考】

○ 研究分担者

ア 研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、明確な分担内容に応じた研究遂行責任を負い研究活動を行う者のことをいい、補助事業者として分担内容を踏まえた分担金の配分を受ける者でなければなりません(研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければなりません。)

なお、研究期間中における研究分担者自らの意思に基づく応募資格の喪失などにより、研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究分担者となることを避けてください。

イ 研究分担者は、研究代表者と同様、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されているほか、科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、公募対象年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことが必要です。

③ 経費について次の要件を満たしていること。

1) 対象となる経費(直接経費)

研究計画の遂行に必要な経費(研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。)を対象とします。

※ 研究計画のいずれかの年次において、「設備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える研究計画の場合及びその他(消耗品費、その他)の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、研究計画調書に記載しなければなりません。

【参考：競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出について】

研究活動に専念できる時間を拡充するために、研究代表者・研究分担者の研究以外の業務(※)の代行に係る経費(パイアウト経費)を直接経費から支出することが可能となりました(パイアウト制度)。

(※) 所属研究機関の研究者が行う業務として位置付けられた、①研究活動、②組織の管理運営事務を除く、研究者が行う必要がある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務が対象となる(例：教育活動(授業等の実施・準備、学生への指導等)、社会貢献活動(診療活動、研究成果普及活動等)等)。また、営利目的で実施する業務は対象外。

科研費では令和3(2021)年度以降、以下の種目においてパイアウト経費を支出することを可能とします。パイアウト経費の支出を希望する場合は、所属する研究機関の構築した仕組みにのっとり、研究機関と研究代表者(又は研究分担者)の合意に基づいて実施することとなります。

パイアウト経費を支出する場合は、研究計画調書の「その他」の費目に計上し、「事項」欄に必ず『パイアウト』という文言を記載してください(公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」も併せて確認してください。)

【パイアウト制度の対象となる種目】

特別推進研究、学術変革領域研究、新学術領域研究(研究領域提案型)(『学術研究支援基盤形成』は除く)、基盤研究、挑戦的研究(挑戦的萌芽研究を含む)、若手研究(若手研究(A・B)を含む)、研究活動スタート支援、国際共同研究強化(B)、帰国発展研究(国内の研究機関に所属した後に限る)、特別研究促進費

【パイアウト制度の対象とならない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費、特別研究員奨励費、新学術領域研究(研究領域提案型)『学術研究支援基盤形成』、国際共同研究強化(A)(改称前の国際共同研究強化を含む)。ただし、国際共同研究強化(A)(改称前の国際共同研究強化を含む)は、必要に応じて「代替要員確保のための経費」を計上することができます。

支出可能な経費や所属機関において実施すべき事項の詳細については、下記の資料を御参照ください。

○「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(パイアウト制度の導入)について」(令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/torikumi/1385716_00003.htm

なお、パイアウト制度は、研究代表者（又は研究分担者）の希望に基づき、当該研究課題に専念できる時間を拡充するための制度であることから、研究代表者（又は研究分担者）の希望の有無や、当該研究課題に専念できる時間の拡充状況（増加時間数など）等について経費の執行状況と合わせて確認する場合があります。その際、当該研究課題に専念できる時間の拡充が確認できないなど適切に支出されていない場合は当該経費の返還を求めることがありますので、各研究機関においては適切に運用するようにしてください。

※パイアウト制度は、帰国後の所属研究機関との調整が必要となるため、帰国発展研究において応募時点で計上されることは想定しておりませんが、日本国内の研究機関に所属した後、交付申請時以降に、必要に応じてパイアウト制度を活用することができます。

2) 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- イ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- エ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30％に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う研究種目には間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は、間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

④ 応募に際して、次のとおり審査を希望する分野を選定すること。

応募に際しては、研究計画の内容に照らし、次の10分野のうち、審査を希望する分野を1つ必ず選定してください。

	総合系	人文社会系	理工系	生物系
審査希望分野	①情報学 ②環境学	③人文学 ④社会科学	⑤数物系科学 ⑥化学 ⑦工学	⑧生物学 ⑨農学 ⑩医歯薬学

JSPS

科研費電子申請システム

ヘルプ ログアウト

帰国発展研究応募者向けメニュー > 研究計画調書作成(応募情報入力) > 研究計画調書確認 > 研究計画調書確認完了)

応募情報入力

画面を表示してから29分経過

最終保存日時: XXXX年XX月XX日 XX時XX分

<注意事項>

- ・ 研究計画調書はWeb入力項目と添付ファイル項目(Word等)から構成されます。
- ・ 添付ファイル項目様式をダウンロードしていない方は「帰国発展研究応募者向けメニュー」へ戻り、ダウンロードしてください。
- ・ *のついた項目は必須項目です。
- ・ 入力中に、一定時間、ボタン操作をせずにおくと、セッションタイムアウトにより、入力した情報が保存されない場合があります。随時[一時保存]ボタンをクリックして情報を保存して下さい。もし、セッションタイムアウトのエラーメッセージが出た場合は、「電子申請のご案内」ページの「よくあるご質問」をご参照下さい。
- ・ 複数ウィンドウ(複数タブ)を開いて利用すると、システムが正常に動作しない場合があります。複数ウィンドウでのご利用は控えてください。
- ・ 欧州経済領域(EEA)に所在の方は、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を作成し提出してください。

← 一時保存をして次へ進む
一時保存
一時保存をして戻る
保存せずに戻る

令和2(2020)年度 国際共同研究加速基金(帰国発展研究) 研究計画調書

審査希望分野	*	
--------	---	-------------

※PDFファイルには変換されません。

最も関連の深い区分	*	
次に関連の深い区分		
※次に関連の深い区分については、一覧から参照できません。番号を入力してください。		

研究代表者氏名

所属研究機関

 部局
 職

研究者番号

学位

研究課題名

研究の要約

(フリガナ)ダイヒョウ イチロウ
 (漢字等)代表 一郎
 (名称)○○○○○○○○○○○○○○○
 (国)○○○○○○○
 ○○○部
 教授

 ※e-Radに登録している研究者に付与される研究者番号を入力してください。
 *
 (40字以内。英文(半角)の場合は200字以内。)
 *
 (改行は使用不可)(500字以内。英文(半角)の場合は1000字以内。)

※所属研究機関、部局、職に変更がある場合は、一旦応募情報入力を中断し、応募者情報の変更を行ってください。

開示希望の有無	*	
---------	---	-------------

画面を表示してから29分経過
一時保存

4 研究倫理教育の受講等について

科研費により行われる研究活動に参画する研究代表者及び研究分担者（研究分担者については交付申請時に追加する場合）は、令和2（2020）年度科学研究費助成事業の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育等に関し、以下の点をあらかじめ行うことが必要であり、交付申請時に研究代表者及び研究分担者が研究倫理教育の受講等をしていることについて確認します。

なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、所属する研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE] ）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・交付申請前までに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」を踏まえ、研究倫理教育の受講をすること

な発展のために「誠実な科学者の心得」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

・研究分担者から

- ①「当該研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育の受講等をする」旨が明記された「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を徴すること
- ②交付申請前までに、研究分担者が研究倫理教育の受講等を行ったことを確認すること

【研究分担者が行うべきこと】

- ・研究代表者に、「当該研究課題の交付申請前までに研究倫理教育の受講等をする」旨が明記された「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を提出すること
- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育を受講し、受講した旨を研究代表者に報告すること
- ・研究代表者が交付申請を行うまでに、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認し、その旨を研究代表者に報告すること

5 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能であるほか、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされています。

また、科研費の審査において、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。なお、審査において researchmap の掲載情報を参照するに当たっては、researchmap に登録されている「研究者番号」により検索を行いますので、researchmap へ研究者情報を登録する際には、必ず「研究者番号」を登録してください。

＜問合せ先＞

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

6 審査への協力について

科研費の応募研究課題の審査は、研究者コミュニティ自らが選ぶ研究者が、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムを採っており、7,000名以上の研究者が審査委員として御協力くださることにより成り立っています。ピアレビューは、研究者コミュニティの自律性の基礎となるものであって、学術研究の質を保証し向上させる上で重要な役割を担っています。また、様々な種類の研究資金がある中で、研究者同士が「建設的相互批判の精神」にのっとり、純粹に研究の学術的価値に基づき審査を行う科研費の審査制度は、我が国の学術研究を将来にわたって支える上で不可欠であると言っても過言ではありません。

そのため、科研費制度は研究者が支えるものであり、研究者には「応募者」及び「研究実施者」としての責務とともに、「審査委員」としての「責務」があり、研究者が審査委員として優れた研究計画を見出すことは、科研費によって優れた研究成果を創出することと同様、学術研究を支えるためにも重要であるということが研究者の共通認識となるよう、研究者コミュニティの中で共有してください。また、審査に参画することは、他の審査委員の多様な意見を踏まえ、客観的・学術的な評価を行う能力を磨き、視野を拡げることにもつながるなど、優れた審査委員の育成という面も有しています。

さらに、一部の研究者に審査負担が偏ることなく、研究者全体で科研費の審査を支えていくためにも、今後、日本学術振興会及び文部科学省から審査に関する依頼があった場合には、積極的な御協力をお願いします。

なお、日本学術振興会においては、公正で優れた審査委員を選考するため、科研費に採択された研究課題の研究代表者の所属・氏名等の情報を「審査委員候補者データベース（登録者数約126,000名（令和元(2019)

年度))」に登録し、当該データベースを活用して審査委員を選考しています。「審査委員候補者データベース」に登録している情報を常に最新に保つため、データベースの情報の更新依頼を、所属研究機関を通じて毎年行っています（4月予定）ので、更新についても御協力いただくようよろしくお願いします。

IV 既に採択されている方へ

1. 令和元(2019)年度以前に採択された研究課題の取扱いについて

一人の研究者が帰国発展研究を受給できるのは1回限りのため、令和元(2019)年度以前に帰国発展研究に採択され、交付申請を行って交付決定を受けている研究代表者は、今後帰国発展研究に応募できません。

なお、令和元(2019)年度に帰国発展研究に採択されて交付申請を行っていない研究課題については、応募書類の提出は必要ありません。

また、帰国発展研究に採択された研究代表者は、帰国後に科研費の応募資格を得た後、科学研究費助成事業の他の研究種目（「研究活動スタート支援」を除く）に応募することができます。ただし、他の研究種目に研究代表者として応募した研究課題が採択された場合には、帰国発展研究の研究費は交付されず、交付された場合であっても、研究課題を廃止し未使用額を返還しなければなりません。なお、令和3(2021)年度の「研究活動スタート支援」に応募することはできません。

2. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている研究課題の取扱いについて

研究期間終了後に研究成果報告書を特段の理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うほか、当該研究者が所属していた研究機関の名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

3. 研究倫理教育の受講等について

研究倫理教育の受講等については、所属する研究機関によく確認をしてください。継続研究課題についても、毎年度の支払請求手続の中で、研究倫理教育の受講等を確認します。

なお、交付申請時又は交付決定後に新たに研究分担者を追加する場合、研究代表者は、あらかじめ当該研究分担者から「科学研究費助成事業研究分担者承諾書」を徴する必要があります。その際、研究分担者は、交付申請前まで（交付決定後においては、研究代表者が日本学術振興会に研究分担者の変更承認申請を行う前まで）に、次のことを行い、研究代表者に報告する必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)等)の通読・履修をすること、又は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

V 関連する留意事項等

1 『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費に係る個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援プログラム	先端バイオイメージング支援プラットフォーム（*）	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進プラットフォーム（*）	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、高度情報解析）
研究基盤リソース支援プログラム	地域研究に関する学術写真・動画資料情報の統合と高度化	人間文化研究機構国立民族学博物館	地域研究画像デジタルライブラリ
	短寿命 RI 供給プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命 RI を加速器を用いて製造し供給
	コホート・生体試料支援プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	コホートによるバイオリソース支援、ブレインリソース整備と活用支援、生体試料による支援

また、上記*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm

2 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」という。）を定めて運用することが求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルール の範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 競争的資金における使用ルール等の統一について

（平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成29年4月20日改正））

URL : https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuuru.pdf

3 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22(2010)年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、比較的高額な研究費を受ける特別推進研究などの研究進捗評価や、新学術領域研究（研究領域提案型）などの中間評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

4 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL : <https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力

をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おきます。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL : <https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines/>

<問合せ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 : 03-5214-8491

5 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト (Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology) は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24(2012)年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター (URL : <http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>) が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖(増幅)や凍結保存が可能なサンプル(植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの)で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

<問合せ先>

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話 : 0564-59-5930, 5931

6 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、科研費で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託[※]いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託 : 当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用(保存・提供)を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

NBRP 中核的拠点 代表機関一覧

URL : <https://nbrp.jp/center/center.jsp>

<問合せ先>

国立研究開発法人日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課

電話 : 03-6870-2228

7 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の二つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

そのため、研究機関が科学研究費助成事業による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を御参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各研究機関における R A（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費における R A 等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程（後期）学生を R A として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程（後期）学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

(参考 1) 審査等

1 科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、次の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、我が国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費に関わる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」にのっとり行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置付け、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」にのっとり審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることが期待されます。

2 審査の方法等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われ、提出された研究計画調書は返却しません。

帰国発展研究の評価基準など、「評価ルール」（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（以下「審査及び評価に関する規程」という。））の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ（URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html）で確認してください。なお、本公募より評価基準の見直しを行っているので御留意ください。

※審査においては researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照する取扱いとしています（24頁参照）。

3 審査結果の通知

- ① 審査結果に基づく採択、不採択については、電子申請システムにより開示する予定です。開示の際には、日本学術振興会ホームページでお知らせします。（3月中旬予定）
- ② 採択されなかった場合は、審査結果の開示を希望する者には、審査希望分野におけるおおよその順位を電子申請システムにより開示します。（4月下旬予定）

(参考2) 科学研究費補助金取扱規程

(昭和四十年文部省告示第百十号)

改正 昭 43 文告 309・昭 56 文告 159・昭 60 文告 127・昭 61 文告 156・平 10 文告 35・
平 11 文告 114・平 12 文告 181・平 13 文科告 72・平 13 文科告 133・
平 14 文科告 123・平 15 文科告 149・平 16 文科告 68・平 16 文科告 134・
平 17 文科告 1・平 18 文科告 37・平 19 文科告 45・平 20 文科告 64・
平 22 文科告 177・平 23 文科告 93・平 24 文科告 143・平 25 文科告 31・
平 28 文科告 73・平成 30 文科告 54

科学研究費補助金取扱規程を次のように定める。

科学研究費補助金取扱規程

(趣旨)

第一条 科学研究費補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他

の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

- 3 この規程において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。
- 4 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第一項第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（科学研究費補助金の交付の対象）

第三条 科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）

三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

- 2 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号。以下「振興会法」という。）第十五条第一号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

（科学研究費補助金を交付しない事業）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者（学術団体を含む。以下この

条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において科学研究費補助金の不正使用を行つた者 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間

三 法第二条第三項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）のうち交付決定取消事業において法第十一条第一項の規定に違反した者（前二号に該当する者を除く。） 法第十八条第一項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間

四 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降五年間

五 科学研究費補助金による事業において不正行為があつたと認定された者（当該不正行為があつたと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して科学技術・学術審議会において相当と認められる期間

2 前条の規定にかかわらず、振興会法第十八条第一項に規定する学術研究助成基金を財源として振興会が支給する助成金（以下「基金助成金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、基金助成金を交付しないとされた期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 基金助成金の不正使用を行つた者

二 基金助成金の不正使用を共謀した者

三 振興会法第十七条第二項の規定により準用される法第十一条第一項の規定に違反した補助事業者（前二号に該当する者を除く）

四 偽りその他不正の手段により基金助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他

不正の手段の使用を共謀した者

五 基金助成金による事業において不正行為があつたと認定された者

3 前条の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であつて、文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、文部科学大臣が別に定める期間、科学研究費補助金を交付しない。

一 特定給付金の不正使用を行つた者

二 特定給付金の不正使用を共謀した者

三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者

四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者

五 特定給付金による事業において不正行為があつたと認定された者

4 前条の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、基金助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があつたと認定された者が行う事業については、当該不正行為があつたと認定された年度の原則として翌年度以降一年以上十年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、科学研究費補助金を交付しない。

（補助金の交付申請者）

第五条 第三条第一項第一号及び第二号に係る科学研究費補助金（同条第二項に係るものを除く。以下「補助金」という。）の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

一 科学研究に係る補助金にあつては、科学研究を行う研究者の代表者

二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第六条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により

文部科学大臣に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学大臣が公表する。

(交付の決定)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項の計画調書に基づいて、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、文部科学大臣に提出された計画調書について、科学技術・学術審議会の意見を聴くものとする。

第八条 前条第一項の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、文部科学大臣の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の交付申請書に基づいて、交付の決定を行ない、その決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(科学研究等の変更)

第九条 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更（文部科学大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を得なければならない。

(補助金の使用制限)

第十条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

第十一条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、すみやかに別に定める様式による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- 2 前項の実績報告書には、補助金により購入した設備、備品又は図書（以下「設備

等」という。)がある場合にあっては、別に定める様式による購入設備等明細書を添付しなければならない。

- 3 第一項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第十二条 文部科学大臣は、前条第一項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行なう調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(研究成果報告書)

第十三条 補助金の交付を受けた者は、文部科学大臣の定める時期までに、文部科学大臣の定めるところにより、第六条第一項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書(以下「研究成果報告書」という。)を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の文部科学大臣の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに文部科学大臣が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、文部科学大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとする。第三条第二項に係る科学研究費補助金又は基金助成金の研究成果報告書を、振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、文部科学大臣又は振興会が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、文部科学大臣は、第七条第一項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。

(帳簿等の整理保管)

第十四条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後五年間保管しておかななければならない。

(経理の調査)

第十五条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

第十六条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、又は科学研究等の状況を調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第十七条 文部科学大臣は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

- 2 文部科学大臣は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第十八条 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちに、当該設備等を当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

- 2 第五条第一号に係る補助金の交付を受けた者は、設備等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合において、文部科学大臣の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、当該研究上の支障がなくなるまでの間、当該設備等を寄付しないことができる。

第十九条 第三条第一項第三号に係る科学研究費補助金に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

(その他)

第二十条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、そのつど文部科学大臣が定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和四十年四月一日から実施する。

附 則 （昭和四三年十一月三〇日 文部省告示第三〇九号）

この規程は、昭和四十三年十一月三十日から実施する。

附 則 （昭和五六年一〇月一五 日 文部省告示第一五九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年十一月二日 文部省告示第一二七号）

この告示は、昭和六十年十一月二日から施行し、昭和六十年度分以後の補助金について適用する。

附 則 （昭和六一年一二月二五 日 文部省告示第一五六号）

この告示は、昭和六十一年十二月二十五日から施行し、昭和六十一年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一〇年三月一九 日 文部省告示第三五号）

この告示は、平成十年三月十九日から施行し、平成九年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一一年五月一七 日 文部省告示第一一四号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日から適用する。

附 則 （平成一二年一二月一 日 文部省告示第一八一号） 抄

（施行期日）

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年四月一九 日 文部科学省告示第七二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則 （平成一三年八月二 日 文部科学省告示第一三三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の科学研究費補助金取扱規程第二条第三号の規定による研究機関である法人及び同条第四号の規定による指定を受けている機関は、改正後の科学研究費補助金取扱規程第二条第四号の規定による指定を受けた研究機関とみなす。

附 則 （平成一四年六月二八 日 文部科学省告示第一二三号）

この告示は、公布の日から施行し、平成十四年度以降の補助金について適用する。

附 則 （平成一五年九月一二日文部科学省告示第一四九号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定、第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定並びに第六条第二項の改正規定は、平成十五年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項の規定は、法第十八条第一項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である交付決定取消事業を行つた研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成一六年四月一日文部科学省告示第六八号）

- 1 この告示は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第三項第三号の規定は、この告示の施行前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行つた研究者については、適用しない。

附 則 （平成一七年一月二四日文部科学省告示第一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第三条第四項及び第五項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの告示の施行日前である事業を行つた研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成一八年三月二七日文部科学省告示第三七号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日文部科学省告示第四五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月一九日文部科学省告示第六四号）

- 1 この告示は、公布の日から実施し、平成二十年度以降の補助金について適用する。ただし、第二条第一項第四号の改正規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日から実施する。
- 2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程（以下「新規程」という。）第四条第一項第一号及び第三号の規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第十八条第一項の

規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十五年九月十二日よりも前である法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業において不正使用を行った者又は法第十一条第一項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（法第二条第三項に規定する補助事業者等といい、新規程第四条第一項第一号又は第二号に該当する者を除く。）については、適用しない。

3 新規程第四条第一項第四号の規定は、平成十六年四月一日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。

4 新規程第四条第一項第二号及び第五号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成十七年一月二十四日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。

附 則 （平成二二年一二月二八日文部科学省告示第一七七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二日文部科学省告示第九三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一二日文部科学省告示第一四三号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年三月一三日文部科学省告示第三一号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附 則 （平成二八年三月三十一日文部科学省告示第七三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の科学研究費補助金取扱規程第四条第四項の規定は、平成二十六年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、適用しない。

附 則 （平成三〇年三月二七日文部科学省告示第五四号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

(参考3)

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

（平成23年4月28日規程第19号）

改正 平成24年10月31日規程第21号
改正 平成25年3月13日規程第3号
改正 平成28年4月28日規程第50号
改正 平成29年4月27日規程第12号
改正 平成30年3月30日規程第4号
改正 平成30年6月18日規程第66号
改正 令和元年6月6日規程第16号
改正 令和元年9月5日規程第19号
改正 令和2年3月30日規程第4号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日文部科学大臣決定）第7条第7号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「助成金」とは、学術研究助成基金から支出する研究費であって、次に掲げるものをいう。

- 一 科学研究費（基盤研究（B）、基盤研究（C）、挑戦的萌芽研究、挑戦的研究（開拓）、挑戦的研究（萌芽）、若手研究（A）、若手研究（B）、若手研究、研究活動スタート支援）
- 二 特設分野研究基金
- 三 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A）、国際共同研究強化（B）、国際活動支援班、帰国発展研究）
- 四 特別研究促進費

2 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）第2条第1項に規定する研究機関及び同条第4項の規定によ

り研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって次の第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）

二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

三 高等専門学校

四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの

五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの

3 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

4 この取扱要領において「不正行為」とは、研究費の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

（助成金の交付の対象）

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。

3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる（ただし、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））により行われる補助事業は、交付申請をした日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助事業を延長することができる）。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

（助成金を交付しない事業）

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があつた年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間

二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う

事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間

- 三 法第2条第3項に規定する補助事業者等のうち交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降1年以上2年以内の間に当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
 - 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の原則として翌年度以降5年間
 - 五 助成金による事業において不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定されたものを含む。以下同じ。） 当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間に当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。
 - 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
 - 一 特定給付金の不正使用を行った者
 - 二 特定給付金の不正使用を共謀した者
 - 三 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - 四 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - 五 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者
 - 4 前条1項の規定にかかわらず、公募型の研究費（科学研究費補助金、助成金及び特定給付金を除く。）又は国立大学法人若しくは独立行政法人に対する運営費交付金若しくは私立学校に対する助成の措置等の基盤的経費その他の予算上の措置（文部科学省が講ずるものに限る。）による研究において不正行為があったと認定された者が行う事業については、当該不正行為があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間に当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間、助成金を交付しないものとする。

（助成金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

- 第7条 助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）及び特別研究促進費を除く。以下次条から第9条までにおいて同じ。）の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。
- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。
 - 3 国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費の交付の申請をしようとする者

は、別に定めるところにより補助事業に関する計画調書を文部科学省に提出するものとする。

4 前項の計画調書の提出期間については、毎年文部科学省が公表する。

(交付予定額の通知)

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

2 振興会は、文部科学省からの通知により国際共同研究加速基金（国際活動支援班）又は特別研究促進費の助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

(配分審査等)

第9条 前条第1項により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(交付申請書)

第10条 第8条各項の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと

ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと

二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと

三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと

4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 12 条 助成金の交付の申請をした者は、前条第 4 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の使用制限)

第 13 条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実施状況報告書)

第 14 条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後 2 ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。

2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

(実績報告書)

第 15 条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 16 条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第 14 条第 2 項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

(不正使用等があった場合の助成金の取扱い)

第 17 条 補助事業を遂行している者は、第 5 条の規定により自ら行う事業について助成金を交付しないこととされた場合には、振興会の定めるところにより、直ちに補助事業を廃止するための手続を行わなければならない。

(研究成果報告書)

第 18 条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第 7 条第 1 項又は第 3 項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第 8 条各項の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第 13 条第 1 項

又は補助金取扱要領第 18 条第 1 項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。

- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第 8 条各項の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

(電子申請等)

第 19 条 申請書等の提出については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した次条の規定による電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

- 2 前項の規定により申請書等の作成が電磁的記録によって行われたときは、当該申請書等の提出については、第 21 条の規定による電磁的方法をもって行うことができる。

(電磁的記録)

第 20 条 電磁的記録は、前条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機であって振興会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に振興会から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能を備えたものを使用して、次に掲げる事項を記録したものとする。

- 一 電磁的記録により様式の作成を行う場合において従うこととされている様式であって振興会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに示すところにより、当該申請書等に記録すべき事項
- 二 当該申請書等の作成を行うときに添付すべき書類に記載され、又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

(電磁的方法)

第 21 条 電磁的方法は、振興会の使用に係る電子計算機と第 19 条に規定する申請書等の提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法とする。

- 2 前項に定める方法により申請書等の提出を行おうとする者は、当該申請書等の作成のために振興会から付与されるプログラムに、識別番号及び暗証番号を、当該申請書等を提出する者の使用に係る電子計算機から入力して電磁的記録を作成し、提出を行わなければならない。

(帳簿関係書類等の整理)

第 22 条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(経理の調査)

第 23 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(補助事業の状況の調査)

第 24 条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過及び研究成果の公表)

第 25 条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

(設備等の寄付)

第 26 条 第 6 条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第 27 条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成 23 年規程第 19 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 28 日から適用する。

附則（平成 24 年規程第 21 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 12 日から適用する。

附則（平成 25 年規程第 3 号）

1 この規程は、平成 25 年 3 月 13 日から適用する。

2 この規程の適用前に第 5 条に規定する交付決定取消事業において第 3 条第 6 項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第 5 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 年以内」とあるのは「5 年以内」とする。

附則（平成 28 年規程第 50 号）

1 この規程は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 27 年 8 月 24 日から適用する。

2 平成 26 年度以前の会計年度に係る研究費による研究において不正行為があったと認定された者に対する当該不正行為に係る改正後の取扱要領（以下「新取扱要領」という。）の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 平成 27 年度に限り、新取扱要領第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、第 7 条第 1 項中「助成金（国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く。以下次条までにおいて同じ。）」とあるのは「国際共同研究加速基金を除く助成金」と、同条第 3 項中「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）」とあるのは「国際共同研究加速基金」とし、第 8 条中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項及び第 3 項」と、「助成金」とあるのは「国際共同研究加速基金（国際活動支援班）を除く助成金」とする。

- 4 第3条第8項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

附則（平成29年規程第12号）

この規程は、平成29年4月27日から適用する。

附則（平成30年規程第4号）

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成30年規程第66号）

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和元年規程第16号）

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附則（令和元年規程第19号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則（令和2年規程第4号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条第4項に規定する「不正行為」とは、「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年規程第19号）第2条第2号に規定する「特定不正行為」と同義である。

問合せ先等

1 この公募に関する問合せは、下記宛てに行ってください。

(1) 公募の内容、帰国発展研究専用の科研費電子申請システムの利用に関すること：

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成企画課

電話：03-3263-4927

FAX：03-3263-9005

メール：kksi-kaken@jsps.go.jp

(できる限りメールでの問合せをお願いします。)

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者番号取得のための研究者登録に関すること：

・e-Rad ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※ 上記ナビダイヤルが利用できない場合 電話：03-6631-0622

<留意事項>

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルはポータルサイト（URL：<https://www.e-rad.go.jp/>）から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトであらかじめお知らせします。

(3) 「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

(4) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構 IBBP センター事務局

電話：0564-59-5930, 5931

(5) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：

国立研究開発法人日本医療研究開発機構基盤研究事業部バイオバンク課

電話：03-6870-2228

(6) 「researchmap」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構

情報基盤事業部サービス支援センター（researchmap 担当）

Web 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

(7) 「安全保障貿易管理」に関すること：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

FAX：03-3501-0996

2 応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/03_kikoku/download.html